

平成30年度 緑が丘地区まちづくり懇談会 懇談事項

平成30年9月27日(木)

地区	No.	懇談事項	説明	担当部課名
緑が丘	1	<p>盛岡競馬場跡地の整備について</p> <p>(1)保健・福祉ゾーン(旧ミニバスターミナルゾーン)の整備について 整備変更案が示されているが、今後の計画及び進捗状況について説明をしてほしい。 高松公園の玄関口にふさわしい「空間」と「機能」を兼ね備えた施設としているが、地域との接点、連携が図られる施設となるか懇談したい。</p> <p>(2)高松地区保健センターの活用について 地域の高齢化、一人暮らし世帯の増加に伴い、本人の健康相談をはじめ家族の相談、青少年、子育て世代の相談にいつでも対応できるよう、相談窓口を設置し職員を常駐させて対応できないか。センターの活用について懇談したい。</p>	<p>(1)保健・福祉ゾーン(旧ミニバスターミナルゾーン)の整備について 平成29年3月の旧盛岡競馬場跡地利用計画の見直しについて、障がい者福祉機能の拡充・強化を図り、跡地の有効利用を促進することとし、保健・福祉ゾーンに位置付けたところであり、その後、地元町内会の役員の方々から様々な要望をいただいたところです。 当該用地は、建築物の用途制限などの条件もありますことから、整備に当たっては丁寧に進めていかなければならないものと存じております。</p> <p>(2)高松地区保健センターの活用について 相談のための常駐の職員は配置いたしません、次のとおり各種相談に対応しておりますので、御活用いただきたいと存じます。 *健康相談 概ね第4火曜日に保健師、作業療法士等が、生活習慣病予防や運動指導などの健康相談を実施しております。また、健康教室は市主催で年3回開催しているほか地区の要望に応じて開催し、市広報やホームページ、地区の回覧でお知らせし相談に応じております。 *高齢者相談 高齢者の相談は、高松地区保健センターに隣接するケアガーデン高松公園に市が委託している介護支援センターを設置し、相談員が常駐しております。介護支援センターでは、高齢者御本人やその家族の方からの相談だけでなく、近所の心配な高齢者についての相談にも対応しております。 *青少年相談 青少年の相談は、青少年相談員が、窓口やメール、ファックスで対応しているほか、家庭訪問による相談を実施しておりますので、今後におきましても、相談ニーズに応じて、地域に出向いて相談を行ってまいりたいと存じます。 *子育て世代の相談 高松地区保健センターにおいて、1歳6か月児健診と3歳児健診を行うほか、定期的の子育て相談を開催し、必要に応じて家庭訪問も実施しております。今後もこのような機会を通じて子育て世代の不安や悩み等の相談に対応してまいります。</p>	<p>市長公室 企画調整課 保健福祉部 障がい福祉課</p> <p>保健所 企画総務課 健康増進課 保健福祉部 長寿社会課 子ども未来部 子ども青少年課 母子健康課</p>

平成30年度 緑が丘地区まちづくり懇談会 懇談事項

平成30年9月27日(木)

地区	No.	懇談事項	説明	担当部課名
		<p>(3)現在は、市担当課が予約等の受付対応をしているが、今後、多くの利用者に対応する全体を管理する施設、管理人についてどのように考えているかを説明してほしい。</p> <p>整備終了後は、多くの利用者が集い有効に活用していく施設となってほしい。そのために防犯等への安全対策及び交通安全対策と公園全体の総合的な活用プランについて懇談したい。(例 地域活性化のイベント開催等)</p>	<p>(3)現在整備中の人工芝広場や交流広場などを含む自由広場ゾーンの整備後の管理については、平成31年4月以降、高松公園と環境ゾーン(エコアス広場)と共に一括して、指定管理者に管理運営をお願いすることとしております。それにより現在、公園みどり課で受け付けております広場を「独占して使用する場合」の申込みは、クレー広場北側の駐車場に隣接する「トイレ兼倉庫」の一部を利用して受け付けることとなります。</p> <p>また、「トイレ兼倉庫」のある駐車場入口部には、歩行者が横断する場合の誘導と通過する車両への注意を促すために、路面標示と注意看板を設置することとしております。</p> <p>なお、広場内の施設は駐車場も含め24時間開放しておりますが、利用者の安全と防犯対策の面から、今年度、整備する園路にも照明灯を配置いたしますし、指定管理において夜間のパトロールを実施することとしております。</p> <p>広場の活用や運営等にあたっては、引き続き市民・利用者の皆様からの御意見を参考に、より一層利活用されるよう努めてまいります。</p>	<p>都市整備部 公園みどり課</p>

地区	No.	懇談事項	説明	担当部課名
緑が丘	2	<p>放置空き家対策, 違法建築に対する行政指導の現状について, 市としてどのように把握し対処しているかについて</p> <p>(1) 地区内に樹木の繁茂, 木製フェンスが劣化し倒壊の危険が見られる空き家がある。これまで町内会として市に相談し所有者に連絡を取っているが連絡が取れない状況もある。町内会だけの対応では限界がある。このようなケースについて市はどのような対応をするのか懇談したい。</p> <p>(2) 放置空き家が増加傾向にあり, 動物がねぐらにするなど地域住民の安全で安心な生活に影響を及ぼしている。市では空き家条例を施行しているが, このようなケースについて市はどのような対応をしているのか懇談したい。</p>	<p>(1) 樹木の繁茂, 木製フェンスが劣化が問題となっている空き家につきましては, 市といたしましても, 現地確認, 所有者調査, 登記簿の確認を行った上で, 所有者に対して適正な管理を文書で依頼したところ, 樹木は伐採されたことを確認しております。フェンスにつきましては, まだ, 対応がされていないため, 所有者の自宅を訪問したほか, 親族の住所も調査し, 連絡を試みているところで。今後も引き続き, 粘り強く働きかけてまいります。</p> <p>なお, 所有者が所在不明である場合には, 住民票や戸籍を調査し, 可能な限り所有者と連絡をとることとしておりますが, それでも連絡がとれない場合や, 相続放棄などにより所有者が存在しない場合には, 行方不明の方の財産を管理する不在者財産管理人や, 相続人のいない財産を管理する相続財産管理人の選任を裁判所に申し立て, 最終的には不動産が適切に管理・処分されるよう, 必要な手続をとることとなります。</p> <p>(2) 地域の生活環境に影響を及ぼす空き家については, 空き家を適正に管理する責任は所有者にあることから, 所有者に対応いただくことが原則であります。</p> <p>市では, 固定資産税の課税情報, 登記簿, 住民票などの情報を活用して所有者の住所, 氏名を調査し, 適正な管理を依頼しております。管理方法につきましても, 草刈業者や樹木の剪定業者, 害虫の駆除業者について情報を提供しており, 所有者が遠方にいる場合でも, 適正に管理されるよう, 支援をしております。</p> <p>なお, そのまま放置すれば建物が倒壊するなど, 周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切な状態にある空き家については, 関係法令に基づき「特定空き家等」に認定し, 所有者に対する助言・指導, 勧告, 命令といった強い働きかけを行い, 最終的には市が所有者等に代わって解体や修繕を行う「行政代執行」もできることとなっております。</p> <p>また, 特定空き家等の倒壊などにより, 人の生命, 身体, 財産に対する著しい危険が現に切迫していると認められるときは, 危険を回避するための必要最小限度の応急措置を市が行うこともございます。</p>	<p>市民部 くらしの安全課</p> <p>市民部 くらしの安全課</p>

平成30年度 緑が丘地区まちづくり懇談会 懇談事項

平成30年9月27日(木)

地区	No.	懇談事項	説明	担当部課名
緑が丘	3	<p>緑が丘地区の交通事情の改善について</p> <p>市道、上田～深沢線の交通規制などに関し、下記事項について懇談したい。</p> <p>(1) 上田～深沢線の朝7時から9時までの実車のバス・タクシー専用レーンの一部区間の解除について</p> <p>(2) 上田～深沢線県営野球場左折丁字路よりバイパスまでのリバーシブルレーンの廃止について</p>	<p>(1) 上田深沢線のバス・タクシー専用レーンにつきましては、松園ニュータウンや緑が丘地区から都心部へ向かう通勤時間帯の渋滞の緩和とバスの定時性確保を目指して、平成11年度に、盛岡市オムニバスタウン計画を策定し、バス専用レーンやPTPS(公共交通優先走行システム)整備によるバスの走行環境改善に取り組んだところであり、都心部までの所要時間の短縮により、マイカーからバスへの交通手段の転換に効果があったところです。</p> <p>バス・タクシー専用レーンの解除につきましては、解除後、特に冬期間のバスの定時性確保に課題があるものと存じております。</p> <p>平成21年には、国道455号北山トンネルが開通し、上田深沢線の盛岡三高前の通勤通学時間帯(7:00～9:00)の市内方向への自動車交通量につきましては、平成21年の約2,400台に対し、平成30年は約1,700台であり、約700台減少している状況となっており、平成30年度末に予定されております梨木町上米内線の全線4車線供用により、更なる交通状況の変化も考えられますことから、引き続き交通量の変化に注視してまいりたいと存じます。</p> <p>(2) 上田深沢線のリバーシブルレーンにつきましては、松園ニュータウンや緑が丘地区から都心部へ向かう通勤時間帯の交通混雑を緩和するために、警察において、平成2年度から運用が始まったと存じており、平成11年度の盛岡市オムニバスタウン計画の施策とあいまって、松園方面からの朝の渋滞対策に効果があったものと存じております。</p> <p>リバーシブルレーンの廃止につきましても、廃止後における渋滞の懸念といった課題があるものと存じておりますが、バス専用レーンと同様に交通量の変化に注視し、関係機関等と協議等を行いながら、検討してまいりたいと存じます。</p>	<p>建設部 交通政策課</p> <p>建設部 交通政策課</p>

平成30年度 緑が丘地区まちづくり懇談会 懇談事項

平成30年9月27日(木)

地区	No.	懇談事項	説明	担当部課名
		(3) 上田～深沢線三高北側交差点から三馬橋方面へスムーズに右折ができる右折レーンの設置について	(3) 三高北側交差点の右折レーンにつきましては、リバーシブルレーンの運用の関係から、現段階においては設置が困難な状況にありますが、今後のリバーシブルレーンの状況を見ながら検討してまいりたいと存じます。	建設部 交通政策課 道路建設課